

入札者心得

- 第1 競争入札に参加し、法人に物品を供給しようとする者（以下「入札者」という。）は、この心得及び公立大学法人富山県立大学会計規程を守らなければならない。
- 第2 入札者は、入札に関する通知書及び契約書その他関係書類並びに見本等を熟覧のうえ、所定の様式により総額又は単価をもって入札しなければならない。
- 第3 入札者は、入札執行時刻に遅れないように指定の場所に参集しなければならない。
- 第4 いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札書の記載金額その他入札案件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 入札保証金が不足する者のした入札
 - (5) 一の入札書又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
 - (6) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
 - (7) 無権代理人がした入札
 - (8) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ）は、今回の入札に参加するに当たり、以下に掲げる事項に該当していないこと及び本入札に係る契約の契約期間中は該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、富山県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することを承諾します。

記

- 1 取締役等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表するものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者